

京都市介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年6月11日京都市条例第 8 号)  
(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、本市介護保険条例の規定を整備することとしました。

この条例は、平成30年8月1日から施行することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 8 号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)